

公 示 日 : 2023 年 5 月 17 日 (水)

調達管理番号 : 23a00183

国 名 : ブルキナファソ及びイラク

担 当 部 署 : 経済開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム

調 達 件 名 : ブルキナファソ国灌漑区再活性のための能力強化プロジェクト及び  
イラク国クルディスタン農業試験センター能力強化プロジェクト  
詳細計画策定調査 (評価分析)

適用される契約約款 :

- ・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務 (役務) が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3~4 号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2023 年 6 月下旬から 2023 年 9 月下旬
- (2) 業務人月 : 現地 1.3 人月、国内 1.1 人月、合計 2.4 人月  
(ブルキナファソ : 現地 0.53 人月 国内 0.5 人月)  
(イラン : 現地 0.77 人月 国内 0.6 人月)
- (3) 業務日数 :

ブルキナファソ	準備期間	現地業務期間	整理期間
	5 日	16 日	5 日
イラク	準備期間	現地業務期間	整理期間
	6 日	23 日	6 日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 2023 年 5 月 31 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ  
◇ 専用アドレス (e-propo@jica. go. jp)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。  
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022 年 4 月）」の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」  
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出 5 営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2023 年 6 月 9 日（金）までに個別通知します。  
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
    - ① 業務実施の基本方針 16 点
    - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
  - (2) 業務従事者の経験能力等：
    - ① 類似業務の経験 40 点
    - ② 対象国・地域での業務経験 8 点
    - ③ 語学力 16 点
    - ④ その他学位、資格等 16 点
- (計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査 なお農業分野、特に灌漑や農業研究分野 における評価分析経験があると望ましい
対象国及び類似地域	ブルキナファソ・イラク及び全途上国
語学の種類	英語 なお仏語ができれば望ましい

## 5. 条件等

### (1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わっている以下の法人及び個人は本件への参加を認めない。

#### 【ブルキナファソ国灌漑区再活性のための能力強化プロジェクト】

- 日本工営株式会社
- 株式会社アースアンドヒューマンコーポレーション

#### 【イラク国クルディスタン農業試験センター能力強化プロジェクト】

- 国際航業株式会社

必要予防接種：ブルキナファソは、入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）の提示が必要です。

## 6. 業務の背景

### 【ブルキナファソ】

ブルキナファソは、国土面積 274,000 km<sup>2</sup>（日本の約 7 割）、人口約 1,900 万人を有する西アフリカの内陸国であり、年平均降雨量が 750mm の半乾燥地域に位置する。就労人口の 8 割以上が農業に従事し、農業生産の GDP に占める割合は 30%であることから、農業セクターの開発は同国開発の重要な柱であり、中でも農業生産性向上がブルキナファソの重要事項の一つである。2016 年 7 月に採択された「ブルキナファソ社会経済発展国家計画（PNDES）2016～2020 年」において灌漑農業分野は重要戦略に位置づけられており、「農業生産量に占める灌漑農業生産量の割合を、2015 年の 15%から 2020 年には 25%に引き上げる」という目標値が掲げられてきたが達成には至っておらず、現行の PNDES（2021-2025）においてもこの 25%の目標値が改めて謳われるなど、引き続き農業用の水資源開発が重視されている。また、農業・農村開発分野の実行計画文書として策定された「農村開発国家計画 2（PNSR2）2016-2020」では、主要な柱として①食糧安全・栄養保障、及び②脆弱な人々のレジリエンスの強化を位置付けており、期待される 4 つの成果の 1 つとして、「水資源の開発能力と統合管理能力の強化」が挙げられている。

一方でブルキナファソは、サヘル地域の厳しい気候下にあり、この生産性向上のために不安定で少ない降雨をいかに活用するかが同国の農業開発にとって解決すべき事項となっている。現在、6 月から 9 月の雨期の降雨を利用した天水農業を中心に、乾期になると恒常河川を水源とする灌漑や、降雨を湛水したため池から取水する小規模な灌漑が行われている。1970 年代から 2016 年までに、灌漑区が 72,873ha 開発されたが、既に開発から 20 年以上経過し、改修が必要な地

区が相当数存在すると言われている。しかし、灌漑区の現状把握に関する情報は整理されておらず、改修計画が策定できないことが課題となっている。

こうした背景に基づき、ブルキナファソ政府は、「南部中央州における灌漑区再活性プロジェクト（変更後名称：灌漑区再活性のための能力強化プロジェクト）」を日本政府に要請した。灌漑区再活性のための能力強化プロジェクトは、灌漑区の適切な改修、維持管理のための能力強化を通して、主要自給作物であり、且つ換金作物でもあるコメ、野菜等の生産強化に資するものであり、食料安全保障の観点および干ばつ対応としても PNDES に基づく取り組みに貢献するものである。

### 【イラク】

イラクは、国土の大半において、年間降水量が天水農業の実施が可能であると言われる 500 mm を下回っており、農業セクターは GDP の 3.0%（世銀 2018 年）を占めるに留まっている。しかしながら、「イラク国家開発計画（2018～2022 年）」において、農業は産業多角化のための重点分野として位置づけられ、①農業セクターの GDP に対する貢献度を 5.2%（2022 年）に向上させること、②食料安全保障の実現、③水資源の確保が目標とされている。また、この目標達成の手段として、農地の拡大等による生産量の向上、砂漠化防止や近代的灌漑技術・農法の導入、持続可能な開発・研究と農業普及等が掲げられている。

現状では、農業生産基盤の老朽化、灌漑農地での塩類集積及び農家の農業技術・知識の不足などにより、農業の生産性は低位に留まっているものの、イラク北部に位置するクルディスタン地域は、年間降水量が 350mm から 1200mm と地域差はありつつ、概して水源に恵まれ、土壌も比較的肥沃であるため、農業開発の潜在性は高い。イラクにおいては、石油セクターが歳入の 90%以上を占め、原油価格の変動に経済が大きく影響を受ける構造となっていることもあり、クルディスタン地域政府の開発指針（Kurdistan Region of Iraq 2020: A Vision for the Future）において、石油モノカルチャー経済からの脱却を目指し、特に農業振興に高い優先度が付されている。一方で、例えば主要作物の小麦は、連邦政府による買取制度はあるものの、経済状況の悪化を受け、政府買取価格の引下げ、買取量の削減、支払の遅滞などの問題が生じており、農作物の種類の多様化が求められる。加えて、周辺のトルコやイランから安価な農産物が流入しているため、イラク内におけるクルディスタン地域産農作物の競争力の強化も必要である。

クルディスタン地域において、JICA はこれまでクルディスタン地域政府農業水資源庁（MoAWR）を C/P 機関として「食糧自給のための小麦生産性改善プロジェクト」（2011.8～2015.7）および「クルディスタン地域園芸技術改善・普及プロジェクト」（2011.8～2016.8）を実施した。前者では、同地域で有望であると

確認された小麦の種子開発を支援し、その結果、2016年にイラク連邦政府による品種登録認定を受けた。後者では、試験研究手法や新規技術、新規園芸作物の導入、試験農場における栽培技術の確立、農家へ新規技術を普及するための普及活動を実施した。導入されたブロッコリー等新規園芸作物は、現在も現地農家によって栽培が継続され、一般的に販売されている。これらの協力を通じ、クルディスタン地域において、研究と普及を連携させ、試験研究の成果を実際の農産物の増産及び品質の確保、収益性の高い作物の導入などにつなげることにより、価格及び市場ニーズの面で競争力を高めていく重要性が改めて確認されたことを踏まえ、2018年にクルディスタン地域政府農業水資源庁から、エルビル県、スレイマニア県、ドホーク県の農業試験場の運営強化が要請された。要請を受け、日本政府によって「クルディスタン農業試験センター運営強化プロジェクト」として採択された。その後、治安の悪化、COVID-19の感染拡大の影響を受け、調査の開始に時間を要したが、2021年3月に基本計画策定調査を実施、2022年3月にR/Dを締結した。

クルディスタン農業試験センター運営強化プロジェクトは、クルディスタン地域政府農業水資源庁をC/Pとし、研究者が、普及員と協力しながら農家のニーズを踏まえた研究計画を立て、研究を実施し、研究結果を農家へ還元するという一連の流れを研究者が実施できるようになることを目指す。

両事業は、基本計画策定調査に基づき、既に事業を開始している。どちらもベースライン調査及びキャパシティアセスメントを実施中であり、実施フェーズの範囲を整理している段階である。ブルキナファソ案件については、灌漑改修に係るパイロット事業のサイトを選定済みであり、適切な灌漑管理のための予防・点検を中心に研修を計画中である。イラク案件については、C/Pとの協議を踏まえ、研究者、普及員、農家の3者の連携が重要であることを再確認すると共に、C/Pとなる研究員と研究対象となりうる作物の試験栽培の試行や、農家のニーズを研究員が把握するためのワークショップなどを開催している。本業務従事者は、事業から得られた情報を踏まえ、詳細計画策定調査を実施することが求められている。

## 7. 業務の内容

詳細計画策定調査への参団：

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の変更及び評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画変更のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価におけ

る評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) ブルキナファソ国内準備期間（2023年6月下旬～2023年6月下旬）
  - ① 要請書・RDやプロジェクト報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景、締結済みのRDに記載の協力内容を把握し、計画フェーズを含むこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
  - ② ブルキナファソ側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。作成した質問項目（案）は、現地派遣前にJICAに提出すること。
  - ③ プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）変更案、PO（Plan of Operations）変更案を検討する。
  - ④ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。
  
- (2) ブルキナファソ現地業務期間（2023年7月中旬～2023年7月下旬）
  - ① JICAブルキナファソ事務所、プロジェクト等との打合せに参加する。
  - ② ブルキナファソ側関係機関、プロジェクトとの協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、議事録を作成する。
  - ③ 事前に配布した質問票への回答回収や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、計画フェーズの実績・課題を把握・分析する。
  - ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの討議議事録（R/D：Record of Discussions、PDMやPO、実施体制等のAnnexを含む）の変更案についてプロジェクト専門家や調査団団員、ブルキナファソ側関係機関とともに検討する。
  - ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D改訂の協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文及び仏文）の作成に協力する。特に、PDM案の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス<sup>1</sup>を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
  - ⑥ 実施機関に対するR/D改訂案への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
  - ⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAブルキナファソ事務所等に報告する。
  
- (3) 帰国後整理期間（2023年8月上旬）
  - ① 評価6項目（妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の

---

<sup>1</sup> [技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA](#)

観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。

- ② 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。  
※なお、帰国報告会は、以下に記載のイラク案件終了後にまとめて行うこととする。

(4) イラク国内準備期間（2023年6月下旬～2023年7月中旬）

※ブルキナファソ現地業務とイラク現地業務の期間が短いことから、ブルキナファソ渡航前からイラク案件についても準備を開始すること。

- ① 要請書・RDやプロジェクト報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・協力内容を把握し、計画フェーズを含むこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ② イラク側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。  
作成した質問項目（案）は、現地派遣前にJICAに提出すること。
- ③ プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）変更案、PO（Plan of Operations）変更案を検討する。
- ④ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

(5) イラク現地業務期間（2023年8月中旬～2023年9月上旬）

- ① JICAイラク事務所（エルビル出張所）、プロジェクト専門家等との打合せに参加する。
- ② イラク側関係機関、プロジェクトとの協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、議事録を作成する。
- ③ 事前に配布した質問票への回答回収や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、計画フェーズの実績・課題を把握・分析する。
- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの討議議事録（R/D：Record of Discussions、PDMやPO、実施体制等のAnnexを含む）の変更案についてプロジェクト専門家や調査団団員、イラク側関係機関とともに検討する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D改訂の協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM案の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス<sup>2</sup>を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑥ 実施機関に対するR/D改訂案への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。

---

<sup>2</sup> [技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA](#)

⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAイラク事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2023年9月上旬～中旬)

- ① 評価6項目 (妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性) の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表 (案) を作成し、その取りまとめに協力する。
- ② 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書 (案) を作成する。
- ③ ブルキナファソ案件及びイラク案件の帰国報告会をそれぞれ実施する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) 業務完了報告書 (ブルキナファソ)

2023年9月15日 (金) までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を参考資料として添付することとし、電子データにて提出する。

- ① 事業事前評価表 (案) (和文・英文)
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書 (案) (和文)

※但し、ドラフト版はブルキナファソの国内整理期間後の2023年8月7日 (月) を目途に一度提出をする。

(2) 業務完了報告書 (イラク)

2023年9月15日 (金) までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を参考資料として添付することとし、電子データにて提出する。

- ③ 事業事前評価表 (案) (和文・英文)
- ④ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書 (案) (和文)

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン (2022年4月-2023年4月追記版)」の「X. 業務実施契約 (単独型)」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。



(1) 報酬単価

本案件は複数国における複数案件の単独業務を一括で公示するため、法人コンサルタントの場合の報酬単価（月額上限額）は、各国ごとに「コンサルタント等契約における経理処理ガイドラインの「別添資料2 報酬単価表」の「業務人月≦2.00」の単価を用いて積算下さい。個人コンサルタントの場合は、変更ありません。

また、ブルキナファソ、イラクどちらも紛争影響国・地域における報酬単価の加算を適用します。詳しくは、上述 URL を参照ください。

(2) 戦争特約保険料

災害補償経費（戦争特約経費分のみ）の計上を認めます。「コンサルタント等契約などにおける災害補償保険（戦争特約）について」<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html> を参照願います。

(3) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

ブルキナファソの航空経路は、日本⇒パリ⇒ワガドゥグ⇒パリ⇒日本、もしくは、日本⇒アディスアベバ⇒ワガドゥグ⇒アディスアベバ⇒日本を標準とします。

イラク（エルビル）の航空経路は日本⇒ドーハ／ドバイ⇒イラク（エルビル）⇒ドーハ／ドバイ⇒日本を標準とします。

宿泊料については、以下その他留意事項を参照してください。

(4) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等も必要に応じて適宜、見積書に計上ください。なお、現時点でブルキナファソ及びイラク入国時の隔離期間は不要です。

(5) 査証

イラクの渡航には、公用旅券及び公用査証が必要です。公用旅券・公用査証の発給手順及び所要日数は以下の通りです。契約締結後、ブルキナファソ渡航前に公用旅券・公用査証（シングル、30 日間）の発給手続きを進めてください。また、以下のリンクも参照してください。

[コンサルタント等にかかる渡航手続き・安全対策について（依頼） | 調達情報 | JICA について - JICA](#)

① 以下の書類をコンサルタントが旅行代理店と調整のうえ作成し、旅行代理店より JICA に提出。

(ア) 発給請求書（渡航者の直筆のサイン要）

- (イ) 戸籍抄本
- (ウ) 旅券用写真

② 以下の書類をコンサルタントより JICA 担当者に提出

- (ア) 渡航にかかる公用旅券・口上書発給支援について（依頼）

[渡航に係る公用旅券・口上書発給支援について（依頼）\(PDF/155KB\)](#)、[\(Excel/17KB\)](#)

- (イ) 業務従事者名簿（担当業務名（英文）、氏名（ローマ字）、公用旅券所持の有無及び公用旅券情報も記載）

- (ウ) 要員計画

- (エ) 誓約書

[誓約書 \(PDF/159KB\)](#)

- (オ) 渡航日程表

③ 上記必要書類一式について JICA にて確認を了した後（数営業日）、JICA より外務省に発給請求を行います。公用旅券、口上書（公用査証取得に必要な書類）が発給には約 9 営業日かかります。

④ 公用旅券、口上書発給後、旅行代理店が公用旅券、口上書他必要書類を準備し、在京大使館に査証申請を行います（約 2 週間）。

ブルキナファソの渡航には、一般旅券での渡航が可能ですが、査証が必要です。査証取得はコンサルタントにて対応していただきますが、JICA からの推薦状が求められる場合があります。JICA からの推薦状が必要な場合は、以下リンクを参照の上、査証取得申請取得申請書を提出してください。

[コンサルタント等にかかる渡航手続き・安全対策について（依頼） | 調達情報 | JICA について - JICA](#)

ブルキナファソ渡航は一般旅券、イラクは公用旅券となるため、ブルキナファソ渡航中は公用旅券を JICA で保管し、ブルキナファソ帰国後に公用旅券を受け取ってください（公用旅券と一般旅券に二重携行は禁止されています）。

(6) その他留意事項

ブルキナファソにおける宿泊については、安全管理対策上の理由から JICA が宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、一律 18,650 円／泊として計上してください。また、滞在日数が 30 日又は 60 日を超える場合の逡減は適用しません。

イラク（エルビル）国内における宿泊については、JICA の安全対策措置の関係から、現地での宿泊施設が限定され、当該施設の宿泊料が著しく高く、所定の宿泊料では滞在が困難である場合には当該宿泊料を超えて

実費相当額を請求できるものとします。見積積算上の宿泊料は、17,000円/泊を用いてください。また、滞在日数が30日又は60日を超える場合の逓減は適用しません。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

現地業務期間は、ブルキナファソ：2023年7月15日～7月30日、イラク：2023年8月11日～9月2日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間乃至2週間先行して現地調査の開始を予定しています。なお、現時点でブルキナファソ及びイラク入国時の隔離期間は不要です。

#### ② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 協力企画 (JICA)

ウ) 評価分析 (本コンサルタント)

#### ③ 便宜供与内容

JICA ブルキナファソ事務所、JICA イラク事務所エルビル出張所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳備上：ブルキナファソでは英語⇄仏語の通訳を提供

オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供：プロジェクトオフィスまたは JICA 事務所内の執務スペース提供 (ネット環境完備)

### (2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第二グループ第五チームから配付しますので、e-mail: edga2@jica. go. jp 宛にご連絡ください。

(ブルキナファソ)

- ・プロジェクト要請書
- ・基本計画策定調査報告書
- ・R/D
- ・ワーク・プラン
- ・モニタリングシート
- ・「ブルキナファソ農業政策アドバイザーフェーズ3」第一次渡航報告書

(イラク)

- ・プロジェクト要請書
- ・基本計画策定調査報告書
- ・R/D
- ・「イラク国クルド地域園芸技術改善・普及プロジェクト」業務進捗報告書

- ② 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica. go. jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程 (2022 年 4 月 1 日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則 (2022 年 4 月 1 日版)」

イ) 提供依頼メール

- ・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」
- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

### (3) その他

- ① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1 名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ブルキナファソ事務所、JICA イラク事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、

現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上